

## 第 3 期岐阜県食品安全行動基本計画骨子 (案)

### 総 論

#### <岐阜県食品安全行動基本計画とは>

- ・岐阜県食品安全基本条例 20 条に基づき、食品の安全性の確保等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために知事が定める計画。
- ・平成 21 年 4 月に現行計画 (H21～H25) を策定、今回は平成 26 年度から 30 年度までの 5 年間にについて定める。

#### <第 1 期～第 2 期計画の総括>

- ・第 1 期計画から第 2 期計画までは、県が食品安全に全庁的に取り組んだ最初の 10 年であったため、「何を行うか」(what)が主要なテーマとなった。
- ・第 1 期、第 2 期計画を経て、県としてどのような事業を行うのかについては、ある程度の経験が蓄積されてきた。

#### <第 3 期計画の方向>

##### ◎全体の方向

- ・第 3 期計画においては、「どのように行うか」(how)を重要なテーマとし、事業の「質の向上」に取り組む。

##### ～ 大切にする手法 ～

##### コラボレーション (協働)

- ・事業の質の向上を図る手法として、県民、事業者、関係団体等とのコラボレーションを積極的に行う。その中で、創造性を発揮し、これまでに作り上げてきた事業を磨いたり、新たな事業にチャレンジする。
- ・第 1 期計画から「県民の参加と協働」を施策推進の方向としてきた。県民、食品関連事業者、関係団体等は、食品安全行政を推進する県の「パートナー」であることを再認識する。

##### ◎重点施策

- ・「監視指導の推進」と「情報共有・相互理解の推進」を重点施策として位置づける。

## ◇監視指導の推進

- ・食中毒事件を未然に防ぐため、監視指導を推進する。
- ・食品の安全性をしっかりと確認するため、残留農薬、食品添加物、放射性物質などの検査を推進する。
- ・適正な表示を促進するため、食品表示の検査を徹底する。

### ～ 重点事項 ～

#### コンプライアンス（法令遵守）の理解の促進

- ・食の安全や信頼性に対する不安が生じている中、事業者には、食品事故を防ぐ製造管理や事故発生時における危機管理が着実に実施されるためのコンプライアンスの徹底が求められている。
- ・また、商品選択の拠り所となる食品表示についても、不適正な事例が相次いでおり、法令等に基づいた適正な表示の徹底が求められている。
- ・一方、県民がコンプライアンスを理解し、コンプライアンスに取り組む事業者を応援するといったコミュニケーションが形成できれば、全体での効果が期待できる。
- ・コンプライアンスの理解の促進に取り組む。

### ～ 重点対象 ～

#### パブリック・フード（公共食）

- ・学校、病院、保育所、社会福祉施設等の集団給食施設などにおいて食中毒等の食品安全に関する事故等が発生すると、多数の被害者数が発生し、社会的影響も大きい。
- ・ケアが必要な人を対象とした食「パブリック・フード」を監視指導の重点対象とし、食中毒等の健康被害の発生予防に努める。

## ◇情報共有・相互理解の推進

- ・食品の生産・流通・消費・廃棄に関する情報を関係者間で共有する。
- ・地産地消を推進する。

### ～ 重点事項 ～

#### 食品のリスクの総合的な理解の促進

- ・これまでの10年で食品のリスクに対する理解はある程度は進んできた。
- ・引き続き「どんな食品にもリスクはあり、ゼロリスクはない」ことなど食品のリスクに対する理解の促進に努める。
- ・食品のリスクを総合的に理解するために、サステナビリティ、食品ロス問題など多様な視点から、食品のリスクをとらえ直すことも必要である。
- ・多様な視点からの食品のリスクの理解の促進に努める。

※サステナビリティとは、人類が他の生命も含む多様性を尊重しながら、健全な地球環境を次の世代に受け渡していくための概念。

## 各 論

### < 6つの目標と18のアクションプラン >

・ 6つの目標と18のアクションプランを設定する。

#### 1 監視指導の推進

- (1) 食品関連施設の監視指導の推進
- (2) 食中毒対策
- (3) 農薬対策
- (4) 動物用医薬品対策
- (5) 食品添加物対策
- (6) 遺伝子組換え食品対策
- (7) 放射性物質対策
- (8) 環境汚染物質・環境因子対策
- (9) BSE対策
- (10) 健康食品対策
- (11) 食品表示対策

#### 2 情報共有・相互理解の推進

- (12) リスクコミュニケーションの推進
- (13) 地産地消の推進

#### 3 「安全な食品の生産」の促進

- (14) 環境にやさしい農業の推進
- (15) 自主的な衛生管理の支援

#### 4 食品安全に関する危機管理体制の整備

- (16) 食品安全に関する危機管理体制の整備

#### 5 食品安全に関する調査研究の推進

- (17) 食品安全に関する調査研究の推進

#### 6 食品安全に関わる人材の確保・育成

- (18) 食品安全に関わる人材の確保・育成

## 1 監視指導の推進

### (1) 食品関連施設の監視指導の推進

担当課	生活衛生課
現状と課題	<p>○県では食品衛生法第 24 条に基づき「食品衛生監視指導計画」を毎年度策定し、監視指導の効率的かつ効果的な実施を図っており、その実施結果について公表を行っている。</p> <p>○食中毒、残留農薬、放射能汚染などの食品に関する問題の発生により、消費者の食品の安全性に対する不安と関心が高まっているため、食品関係営業施設に対する一層の効率的かつ効果的な監視指導が必要となっている。</p>
施策の方向	<p>○「食品衛生監視指導計画」を策定し、食品営業施設を危害度に応じてレベル分けし、効率的かつ効果的な監視指導に取り組む。</p> <p>○集団給食施設を重点監視施設と位置づけ監視指導を行う。</p>

### (2) 食中毒対策

担当課	生活衛生課
現状と課題	<p>○県内では毎年、20 件前後の食中毒が発生しており、10 年、20 年前と比較しても発生件数、患者数とも減少しているとはいえない。</p> <p>○原因施設としては飲食店が多いものの、弁当屋、仕出屋等の大量調理施設を原因施設として大規模食中毒も発生している。</p> <p>○近年、生肉又は加熱不十分な肉の摂食が原因と考えられるカンピロバクター及び腸管出血性大腸菌 0157 による食中毒が多発している。</p>
施策の方向	<p>○食品衛生講習会の実施や広報の活用により、消費者や食品関連事業者への食中毒関連情報の提供に努め、食品衛生知識の普及啓発を図る。</p> <p>○過去の食中毒等の発生頻度から、食中毒発生の危害度が高い施設に対する重点監視指導を実施する。</p> <p>○生肉等の料理を提供する焼き肉店や居酒屋等の飲食店の把握に努め、適切な原料肉の使用やその取り扱いなどについて指導する。</p> <p>○県内を流通する食品の細菌汚染実態調査を行い、その結果に基づき食品関連事業者に対する助言、指導及び一般消費者に対する啓発を行う。</p>

## 1 監視指導の推進

### (2) 食中毒対策

担当課	スポーツ健康課
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"><li>○H20 学校給食法の改正において、学校給食衛生管理基準が法律上明確に位置づけられた。</li><li>○各学校給食施設においては、学校給食衛生管理基準の理解を深め、確かな根拠に基づいた衛生管理の徹底を図ることで、食中毒の防止に努めなければならない。</li></ul>
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"><li>○学校給食調理従事員を対象に、衛生管理に対する専門知識の習得並びに正しい調理技術の理解、食の安全に関する知識を生かした調理作業の工夫について研修し、衛生的で魅力的な給食づくりに努める。</li></ul>

### (3) 農薬対策

担当課	生活衛生課
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"><li>○中国製冷凍食品が原因と疑われる健康被害事案の発生以降、消費者の輸入食品の安全性に対する県民の不安感や不信感は依然として払拭できない状況にある。</li><li>○県内に流通する農産物の残留農薬検査を継続的に実施し、県民に安全・安心な農産物を提供していく必要がある。</li><li>○県では、従来から、県内に流通する輸入加工食品の残留農薬検査をしている。今後も検査を継続していく必要がある。</li></ul>
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"><li>○県内で生産、加工又は流通する農畜水産物（輸入を含む。）について、残留農薬検査を実施する。その結果に基づき、基準に違反する食品を排除するとともに、違反原因を明らかにして再発防止に努める。</li><li>○輸入加工食品の残留農薬検査を引き続き実施する。</li><li>○検査結果を公表することにより消費者の不安解消を図る。</li><li>○検査する農薬は、全国の違反事例及び検出事例、使用実態等の状況を参考として選択し、効率的な検査を実施する。</li></ul>

## 1 監視指導の推進

### (3) 農薬対策

担当課	農産園芸課
現状と課題	○消費者が農産物の安全に高い関心を持っていることを踏まえ、農薬の販売から使用段階における適正な農薬の管理・保管、並びに農薬使用者に対する農薬の適正使用等の施策を推進していく必要がある。
施策の方向	○農薬販売店の検査を実施 ○農薬販売者や使用者に対する研修会の実施や農薬管理指導士の養成を図る。 ○農薬安全使用に向けた生産者の自主管理体制の活動を支援する。

### (4) 動物用医薬品対策

担当課	生活衛生課
現状と課題	○動物用医薬品の不適切な管理・使用により、残留事例が発生すると、消費者の食の安全性に対する不信感を募らせるとともに、抗生物質の効かない耐性菌の出現を引き起こす原因ともなり、将来的に人や家畜の健康を脅かす可能性がある。 ○流通販売段階の検査により残留基準を超えた畜産物の流通防止を図る必要がある。
施策の方向	○県内のと畜場、食鳥処理場で処理された食肉、県内を流通する農畜水産物（輸入を含む。）について、残留動物用医薬品の含有量を検査する。その結果に基づき、基準に違反する食品の排除を行うとともに、違反原因を明らかにして再発防止に努める。 ○検査結果を公表することにより消費者の不安解消を図る。 ○検査する動物用医薬品は、全国の違反事例及び検出事例、使用実態等の状況を参考として選択し、効率的な検査を実施する。 ○残留動物用医薬品の検査に当たっては、ポジティブリスト制度に対応した検査対象動物用医薬品等の拡充に努め、検査体制の充実を図る。

## 1 監視指導の推進

### (4) 動物用医薬品対策

担当課	畜産課
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"><li>○動物用医薬品の家畜への使用については、動物用医薬品の使用の規制に関する省令で投与方法等が定められている。</li><li>○動物用医薬品の不適切な管理・使用により、残留事例が発生すると、消費者の食の安全性に対する不信感を募らせるとともに、抗生物質の効かない耐性菌の出現を引き起こす原因ともなり、将来的に人や家畜の健康を脅かす可能性がある。</li><li>○このため、生産段階の検査によって、動物用医薬品の適正使用等についての生産者の意識をより高めるとともに、流通販売段階の検査により残留基準を超えた畜産物の流通防止を図る必要がある。</li></ul>
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"><li>○牛、豚、鶏の生産段階での耐性菌発現状況調査を実施する。</li><li>○検査結果を基に、生産者への動物用医薬品の適正使用の指導を実施する。</li></ul>

### (5) 食品添加物対策

担当課	生活衛生課
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"><li>○添加物の使用に関わる違反事例は、全国的に減少傾向にはあるものの、県内では年数件程度発生している。</li><li>○今後も継続的に添加物の違反事例及び検出事例、使用実態に即した検査及び指導を実施していく必要がある。</li></ul>
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"><li>○食品製造施設に立入調査を行い、食品及び原材料の添加物の使用実態を調査し、必要に応じて収去検査を行うことにより、添加物の適正な使用及び表示を指導する。</li><li>○県内に流通する輸入食品についても添加物の検査を実施し、安全な食品の流通に努める。</li><li>○検査の結果に基づき、基準に違反する食品の排除を行うとともに、違反原因を明らかにして再発防止に努める。</li><li>○検査結果を公表することにより消費者の不安解消を図る。</li></ul>

## 1 監視指導の推進

### (6) 遺伝子組換え食品対策

担当課	生活衛生課
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"><li>○遺伝子組換え食品に対する消費者の不安は大きい。</li><li>○世界的な人口問題、食糧問題を背景として今後、遺伝子組換え作物の栽培が一層増加することが予想される。</li><li>○今後も継続的に検査を実施し、安全性未審査の遺伝子組換え食品の流通防止と消費者自らの判断で食品を選択できるよう表示の適正化を推進していく必要がある。</li></ul>
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"><li>○安全性未審査の遺伝子組換え食品が流通することがないように、県内に流通している食品の検査を行う。</li><li>○食品製造施設に立入調査を行い、適正に分別流通管理された原材料の使用を確認するなど、適正な表示について監視指導を行う。</li><li>○検査結果を公表することにより消費者の不安解消を図る。</li></ul>

担当課	農産園芸課
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"><li>○遺伝子組換え作物は、国内ではほぼ生産されていないものの、全世界で約1億6千万ha栽培されている。作物別に見ると、大豆の47%、トウモロコシの32%で遺伝子組換え作物の栽培がなされている（総栽培面積に対する割合）。</li><li>○今後については、世界的に遺伝子組換え作物の栽培が増加することが予想され、それに伴い、国内で流通する農産物の量も増加すると考えられる。種子への混入を防ぐため、引き続き、県内で生産されている大豆種子の遺伝子組換え検査の継続をしていく必要がある。</li></ul>
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"><li>○県内産非遺伝子組換え大豆の生産体制の整備 国産の非遺伝子組換え大豆を望む消費者の声に応えた県内生産を推進するため、県内で生産されている種子について、遺伝子組換え検査を実施し、生産農家への供給を行う。</li></ul>



## 1 監視指導の推進

### (7) 放射性物質対策

担当課	環境管理課
現状と課題	○平成 23 年 3 月に発生した福島第一原子力発電所の事故を受け、県民の不安解消や安全確保の観点から、県内の環境放射線の状況把握が求められている。
施策の方向	○固定型モニタリングポストによる空間放射線量率の定点測定を県内 10 地点で行い、測定データのリアルタイム公開を実施している。平成 24 年度中にモニタリングポスト 1 基を追加し、11 地点で定点測定を行っていく。

担当課	生活衛生課
現状と課題	○東京電力福島第一原子力発電所の事故後、暫定規制値を超える食品が流通しないよう計画的な検査が実施され、出荷制限などの対策が行われてきた。 ○より一層、食品の安全・安心を確保するため、平成 24 年 4 月 1 日から新たな基準値が設定された。 ○県内に流通する東日本産の農畜水産物等については、産地において計画的な検査が実施されているが、消費者の不安を払拭するため、県独自で東日本産食品の放射性物質の検査を行っている。
施策の方向	○県内に流通する東日本産食品について、放射性物質の検査を実施し、基準値を超過した食品の排除に努めるとともに、その結果を公表し消費者の不安解消を図る。

担当課	農政課（農産園芸課、畜産課）
現状と課題	○福島第一原子力発電所事故に伴う、消費者の県内産農畜水産物の安全性に対する不安感を払拭するため、県内で生産される主要な農畜水産物について、放射性物質のモニタリング検査を実施している。 ※平成 23 年 11 月より、農政部試験研究機関（農業技術センター（岐阜市）、中山間農業研究所（飛騨市））に簡易測定機器（ガンマーカウンター）を各 1 台設置して実施。
施策の方向	○県内産農畜水産物から放射性物質は検出されていないが、消費者の不安感払拭と県内産農畜水産物の安全性 PR を行う観点から、必要に応じた放射性物質検査継続のための体制を維持していく。

## 1 監視指導の推進

### (7) 放射性物質対策

担当課	畜産課
現状と課題	○福島第一原子力発電所事故に伴う、県内産肉用牛の風評被害防止と消費者への安全性に対する不安感を払拭するため、県内産肉用牛の放射性物質検査を実施している。 ※平成23年8月29日から一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センターに県が購入した簡易検査機器6台を配置し、検査を実施。
施策の方向	○消費者の不安払拭と県内産肉用牛の安全性PRを行う観点から、必要に応じた放射性物質検査継続のための体制を維持していく。

担当課	スポーツ健康課
現状と課題	○放射性物質対策については、本年4月1日から国による食品中の放射性物質の規制値が厳しくなったことを踏まえ、これまでの学校給食用食材の安全の確保のもとに、児童生徒が実際に食した学校給食の事後検査を実施することで、保護者等の不安を払しょくし、安心感を得るための実態調査を行っているところである。
施策の方向	○児童生徒が実際に食した学校給食の事後検査を実施する。

### (8) 環境汚染物質・環境因子対策

担当課	環境管理課
現状と課題	○カドミウム、鉛などの重金属類、有機塩素系化合物、ダイオキシン類などの環境汚染物質について、水生生物、農産物などを介して摂取することによる人の健康への影響が懸念されている。
施策の方向	○人への健康被害の発生を防ぐため、河川中の環境汚染物質を調査し、河川の汚濁状況を把握する。 ○水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から、県内主要河川において、水生生物保全に係る類型を指定し、水生生物保全に係る環境基準物質の監視を行う。 ○環境中（大気、河川水・底質、地下水及び土壌）のダイオキシン類の汚染状況の常時監視を行う。

## 1 監視指導の推進

### (8) 環境汚染物質・環境因子対策

担当課	生活衛生課
現状と課題	○社会的に問題となったカドミウムや PCB について、県内に流通する食品中の含有量を調査し、その状況を把握することにより、県内に流通する食品の安全性の確保及び県民の食品に対する安心感の向上に資することが重要である。
施策の方向	○県内に流通する米のカドミウムの含有量や県内に流通する畜産物（牛肉、牛乳等）の PCB の含有量の検査を実施し、その汚染状況を把握する。

担当課	農産園芸課
現状と課題	○環境中の重金属は、農作物などを介して摂取することによる人への影響が懸念されるため農産物中の分布の状況を把握する必要がある。
施策の方向	○県内の主要な農産物中の重金属等のモニタリング調査を実施する。

### (9) BSE対策

担当課	生活衛生課
現状と課題	○平成 13 年 10 月から全国一斉に、と畜場に搬入される全ての牛について、BSE スクリーニング検査を実施している。 ○平成 17 年 8 月 1 日から、法的なスクリーニング検査の対象が 21 ヶ月齢以上の牛に引き上げられた。 ○平成 20 年 8 月から、20 ヶ月齢以下の牛のスクリーニング検査が国庫補助の対象外になったが、消費者の不安は大きく、全頭検査を継続している。 ○平成 24 年〇月、厚生労働省からの要請を受け食品安全委員会が BSE 対策の見直しに係る健康影響評価を実施した。 ○平成〇〇年〇月〇日から、法的なスクリーニング検査の対象が 31 ヶ月齢以上の牛に引き上げられる予定である。
施策の方向	○食肉の安全確保を図るため厳格なスクリーニング検査を継続して実施し、BSE 感染牛由来の食肉の流通を未然に防止するとともに、特定部位の適正な除去の徹底を指導する。 ○消費者に対して BSE に関する正しい知識の普及に努める。

## 1 監視指導の推進

### (9) BSE対策

担当課	畜産課
現状と課題	○国内における本病の撲滅を目的として、生産段階における死亡牛（原則、24ヶ月齢以上）の全頭検査を継続している。
施策の方向	○県内の BSE 清浄性の確認と、BSE まん延防止を図るため、飼養途中で死亡した 24ヶ月齢以上の牛を対象として、BSE の検査を実施する。 ○本検査を担当する農政部と、と畜場に搬入されるすべての牛についての BSE スクリーニング検査を実施する健康福祉部では、お互いに連携を密にし、情報の共有化を図るなど連絡体制の一層の推進を図る。 ○消費者に対して、BSE に関する正しい知識の普及に努める。

### (10) 健康食品対策

担当課	生活衛生課
現状と課題	○過去において、健康食品による重篤な健康被害が発生している。 ○健康食品の製造施設の多くは、食品衛生法に基づく営業許可対象施設ではないため、継続的に、製造施設の実態把握が必要である。
施策の方向	○健康食品の安全性を確保するため、製造施設の把握に努めるとともに、定期的な監視指導を行う。

担当課	薬務水道課
現状と課題	○全国では、健康食品から医薬品成分が検出される事例が散見されている。 ○健康食品に、医薬品のような効能効果を標榜するなど、薬事法違反等の不適正事案がある。 ○健康食品は、製造、表示、広告等において、薬事法、食品衛生法、JAS 法、健康増進法や景品表示法等複数の法令が関係しており、事業者はこれらの法令を遵守する必要がある。
施策の方向	○事業者が法令を遵守するよう、事業者向け講習会を開催するとともに、健康食品等の試買検査やインターネット等を活用した広告の監視を実施し、無承認無許可医薬品等の流通を防止する。

## 1 監視指導の推進

### (11) 食品表示対策

担当課	環境生活政策課
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"><li>○消費者が実際よりも優良であると誤認する表示など、不当な表示を景品表示法で規制している。</li><li>○不当な表示に関する情報提供や問い合わせは、消費者や関係機関から寄せられているが、中でも食品に関するものが多く寄せられており、平成23年度の情報提供では約半数が食品関連である。</li></ul>
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"><li>○不当な表示については、適正なものに改めるよう事業者への指導を行うが、寄せられる情報に対応するだけでなく、定期的に市販されている商品についても確認を行う。</li></ul>

担当課	保健医療課
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"><li>○食品表示については、関連法令が多岐にわたり表示内容も複雑なため、依然不適切な表示が見られる。食品表示一元化の動向を見つつ、引き続き食品表示を所管する関連部署が合同で立入検査を実施する必要がある。また、「食品表示適正化強化月間」を定め、指導を強化している。</li><li>○事業者に対して、最新の法令やコンプライアンス遵守について講習会を開催し、継続的に適切な表示の普及に努める必要がある。</li><li>○特定保健用食品は健康増進法に基づき製造施設の立入検査が義務付けられている。</li></ul>
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"><li>○「食品表示適正化強化月間」を設定し、関係各部局が合同で食品関連事業者に対する監視指導を実施する。</li><li>○食品関連事業者に対する食品表示講習会を実施する。</li><li>○健康増進法に基づき特定保健用食品製造施設の立入検査を行う。</li></ul>

## 1 監視指導の推進

### (11) 食品表示対策

担当課	生活衛生課
現状と課題	○県民が安心して食品を選択できるよう、事業者が食品表示を適正に行うこと、また、消費者が食品表示を正しく理解することが必要である。 ○米トレーサビリティ法が施行されたことから、米トレーサビリティ法に基づく監視指導の実施が必要である。
施策の方向	○適正な食品表示がされるよう、食品事業者に対し監視指導、研修会を実施する。 ○食品表示が正しく理解されるよう、消費者に対し食品表示講座を実施する。 ○食品表示を日常の買物を通じて確認していただく、食品表示ウォッチャーを配置する。 ○県民から食品表示に関する情報提供をいただく窓口を引き続き設置する。 ○国と連携し、米トレーサビリティ法に基づく立入検査を推進していく。

## 2 情報共有・相互理解の推進

### (12) リスクコミュニケーションの推進

担当課	環境生活政策課
現状と課題	○県民生活相談センターには、消費生活相談が多く寄せられているが、その中には、食品に関する相談もあるため、その対応が必要である。
施策の方向	○県民生活相談センターに食品安全相談員を1名配置し、県民からの相談に対応する。

担当課	保健医療課
現状と課題	○食品表示・情報が氾濫している現代において、消費者が表示を正しく見て理解し、選択することが重要である。
施策の方向	○消費者に対する食品表示講習会を実施する。

## 2 情報共有・相互理解の推進

### (12) リスクコミュニケーションの推進

担当課	生活衛生課
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県政モニターのアンケート結果によると県民の食品の安全性に対する不安は大きいので、積極的に情報提供、意見交換を行い、食品安全に関するリスクについて、消費者や事業者、行政等の関係者が共有することが必要である。</li> <li>○食品安全については、行政や、関係者が一方的に情報提供を行うのではなく、そのリスクや対策についてあらゆる情報を関係者が共有し、双方向のやり取りを通じ、ともに考えていく「リスクコミュニケーション」が重要である。</li> <li>○サステナビリティなど多様な視点から食品のリスクを総合的に理解していくことが必要である。</li> <li>○消費者と生産者の相互理解、食品購買時の判断力の向上を図るため、消費者と生産者が直接対話できる現地視察等の開催が必要である。</li> </ul>
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○双方向的な情報交換・意見交換を推進する。</li> <li>○サステナビリティなど多様な視点をリスクコミュニケーションに導入する。</li> <li>○県民から食品に関する情報提供をいただく窓口を引き続き設置する。</li> <li>○子供たちに食品安全に関する正しい知識を普及するため、小学生を対象としたクイズ形式の食品安全講座を実施する。</li> <li>○アンケートや意見交換会で県民の方の意見を把握し、施策に反映させる。</li> <li>○消費者が食品に関する情報を正しく判断し賢く食品を選択できるよう、現地視察の実施などを通して、食品の安全性に関する知識を普及していく。</li> </ul>

担当課	薬務水道課
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在、約6割の消費者が健康食品を使用しており、50代以上の約3割が健康食品をほぼ毎日利用しており、健康食品利用者のうち、34%が処方薬と併用しているという調査結果（H24.5 内閣府消費者委員会調査）がある。</li> <li>○今後も老年人口（65歳以上）の増加が見込まれており、健康食品の正しい使い方に関する情報を積極的に提供していくことが必要である。</li> </ul>
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康食品に対する正しい知識を普及するため、健康食品県民講座を開催する。また、双方向的な情報交換・意見交換を推進する。</li> <li>○保健所に、県民からの相談に対応する健康食品相談窓口を設置する。</li> </ul>

## 2 情報共有・相互理解の推進

### (12) リスクコミュニケーションの推進

担当課	スポーツ健康課
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食生活を取り巻く社会環境の変化、食生活の多様化、偏った栄養摂取等食生活の乱れなどが見られる。児童生徒及び保護者が食に関する正しい知識・情報に基づいて食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付けることが必要である。学校における食に関する指導の充実を図る必要がある。</li> <li>○家庭における保護者の生活スタイルの多様化、経済的・環境的要因等によって健全な食生活を実現することが困難な立場にある家庭も存在することを踏まえ、子どもが自分の食生活を自分で管理できるだけの食に関する正確な知識や判断力を身に付け、自ら食育に関する取り組みが実践できるよう、学校、家庭、地域の関係団体等が連携・協力し、地域社会が一体となった食育推進体制を整備することが必要である。</li> <li>○学校給食を通して学校と家庭、地域の連携による食育実践の普及と啓発を図るためには、安全で安心な学校給食の提供が不可欠である。</li> <li>○学校給食の食材は、安全性の確保の観点から地場産物の活用に努めていることや、児童生徒が地域の食文化や自然環境、産業等を理解し、食の大切さを学んでいることを周知し、地域住民の理解と協力を得る機会を設ける必要がある。</li> </ul>
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各地域における食育推進体制の支援、安全・安心な学校給食の提供、学校と家庭、地域が連携した食育の充実及びその成果の普及・啓発を行う。</li> <li>○岐阜県の学校給食の歴史や役割、地場産物の活用、安全・安心な学校給食の提供などについて、小・中学生、高校生及び保護者をはじめ、広く地域住民への周知を図る。</li> </ul>

### (13) 地産地消の推進

担当課	地域産業課
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「県産品愛用推進宣言の店」は、平成 24 年 3 月末で 265 店舗（飲食の部 178 店舗、食品製造販売の部 11 店舗、販売の部 76 店舗）を指定。</li> <li>○指定店舗の拡大と、指定店の情報発信により、広く県民の皆様に指定店を利用していただくことにより、県産農産物等の消費拡大を促進することが必要である。</li> </ul>
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定店舗の拡大を図る。</li> <li>○広く指定店の情報発信を行う。</li> </ul>



## 2 情報共有・相互理解の推進

### (13) 地産地消の推進

担当課	農産物流通課
現状と課題	○学校給食における県産農産物の利用状況は、玄米の全量、小麦粉の50%以上が県内産であるが、青果物は全体使用量の約22%(H23)と依然低い状況にある。
施策の方向	○学校給食地産地消推進事業の見直し ・県内産が定着している主食の玄米については助成率を低く設定し、利用を拡大したい野菜・果実等の助成率を高く設定することで県内産農産物の利用を促進する。 ・事業における青果物の交付金対象を“ぎふクリーン農産物、市町村内産青果物及び飛騨・美濃伝統野菜”から県内産青果物全体に広げ、学校給食に県内産青果物を利用しやすい環境を整える。

担当課	畜産課
現状と課題	○成長過程にある児童・生徒に対し、県内産牛乳を安定的に供給している。 ○学校給食用牛乳の安全・安心の信頼性向上のため、学校給食用牛乳供給工場の衛生指導を行っている。 ○乳業工場の担当者を対象に衛生管理講習会を開催している。
施策の方向	○今後も継続して、学校給食に安全・安心な県内産牛乳を安定的に供給していく。

## 2 情報共有・相互理解の推進

### (13) 地産地消の推進

担当課	スポーツ健康課
現状と課題	<p>○各学校給食施設が食品を調達する際には、本県及び他の地方自治体による検査結果や出荷制限等の情報を確認しつつ、県内地場産物の積極的な利用とともに、産地や生産者が分かる食材の調達に努めるなどの対策を講じているところである。</p> <p>○地場産物の活用については、農政部の「学校給食地産地消推進事業」、県学校給食会の「物資開発委員会」で県内産農畜水産物を活用した物資の開発研究を行っている。その結果、地場産物の使用割合が H16 の 22.7% から H23 は 30.5% に上昇した。さらに、食育月間（6月）、食育の日（毎月19日）、学校給食週間（1月）等で、学校給食に地場産物を活用するよう各種研修会において啓発している。</p>
施策の方向	<p>○県学校給食会の「物資開発委員会」で県内産農畜水産物を活用した物資の開発研究を引き続き促進する。</p> <p>○食育月間（6月）、食育の日（毎月19日）、学校給食週間（1月）等で、学校給食に地場産物を活用するよう各種研修会において引き続き啓発していく。</p>

## 3 「安全な食品の生産」の促進

### (14) 環境にやさしい農業の推進

担当課	農産園芸課
現状と課題	<p>○本県では、ぎふクリーン農業表示制度を柱とし、国事業や有機農業、GAP導入と連携を図る中で「環境にやさしい農業」を推進している。</p> <p>○ぎふクリーン農業の取り組みは、平成23年度末の登録面積で17,367ha（県内作付面積の約32%）まで拡大し一定の成果を挙げている。</p> <p>○一方で、農業就業人口の減少や高齢化が急速に進み、登録面積の減少が懸念されていることから、引き続きぎふクリーン農業の登録面積の維持・拡大に努める必要がある。</p>
施策の方向	<p>○作付面積あたりの生産登録割合の低い米を中心に、ぎふクリーン農業の普及・拡大に努める。</p> <p>○ぎふクリーン農業に取り組む園芸産地において、環境や食品安全への取り組みを強化するため、GAP（農業生産工程管理）の導入を進める。</p> <p>○より環境負荷の軽減効果が高い有機農業の普及拡大を進める。</p>

### 3 「安全な食品の生産」の促進

#### (15) 自主的な衛生管理の支援

担当課	生活衛生課
現状と課題	○高度な衛生管理手法である HACCP システムは、一部の大規模施設で導入されているものの、一般的な飲食店等の中小規模の施設では導入が進んでいない。
施策の方向	○飲食店を対象とした自主衛生管理の手引きを作成し、飲食店における HACCP の考え方に基づく衛生管理手法の導入を支援する。

担当課	畜産課
現状と課題	○安全・安心な畜産物を生産するための基本である健康な家畜の飼養については、巡回指導、広報及び会議等を活用し、飼養衛生管理技術の普及（マニュアルの作成・普及）等を図った。 ○引き続き、動物用医薬品販売業者、家畜診療獣医師及び畜産農家に薬事法等関連法令の遵守、飼養衛生管理技術の向上について指導・啓発を行い、安全・安心な畜産物の供給を図る必要がある。
施策の方向	○健康な家畜の生産については、畜産農家の巡回指導を通じて、適宜、飼養衛生管理方法の見直し等を行い、現場の実態に即した指導・啓発に努める。 ○安全・安心な畜産物の供給のために、家畜疾病発生予防について県民に広く理解していただくよう努める。

### 3 「安全な食品の生産」の促進

#### (15) 自主的な衛生管理の支援

担当課	スポーツ健康課
現状と課題	○学校給食施設等が選定・購入する食品は、広く国内に流通する食品を使用することから、全庁体制で安全・安心の確保に取り組んできた。 ○安全で安心な学校給食を提供するためには、学校給食施設における衛生管理が不可欠であり、そのために、学校給食関係者が食品衛生に関する正しい知識や適切な衛生管理方法を身につける必要がある。
施策の方向	○学校給食を提供する市町村教育委員会担当者及び県立学校の学校栄養職員に対して、学校給食に係る県の事業の周知徹底、学校給食施設の衛生管理に係る研修を行う。 ○学校給食の献立作成及び食材発注等を中心となって行う栄養教諭及び学校栄養職員を対象に、安全で安心な学校給食を提供する上で、食中毒防止に努めた給食管理、学校給食を生きた教材として活用するための給食指導のあり方について研修を行う。

#### 4 食品安全に関する危機管理体制の整備

##### (16) 食品安全に関する危機管理体制の整備

担当課	保健医療課
現状と課題	○感染症対策マニュアルを適宜改訂し、迅速・的確な体制整備を図るとともに、関係職員に対しマニュアルの周知徹底を図る必要がある。
施策の方向	○感染症対策マニュアルを適宜改訂しつつ、迅速かつ適切な対応を講ずることができる体制の整備を図る。

担当課	生活衛生課
現状と課題	○食品関連事業者に対して、食品緊急情報メールシステムを活用し、食品の危機管理情報を送信している。 ○引き続き、食品関連事業者と、食品の安全性に関する情報を迅速に提供し、食品による健康被害の未然防止を図ることが必要である。 ○危機管理事案に対応するため、引き続き、各種マニュアルを適切に運用する必要がある。
施策の方向	○各種マニュアルの運用を適切に行う。 ○食品関連事業者等との情報共有、情報提供を推進する。

## 5 食品安全に関する調査研究の推進

### (17) 食品安全に関する調査研究の推進

担当課	研究開発課
現状と課題	<p>○健康志向が高まる中、食品の安全性への要求は年々高まっていることに加え、原発事故の発生等、食品を取り巻く環境は、以前にも増して課題が多く発生している。今後も消費者ニーズに的確に対応した研究開発の推進と成果の普及を図る必要がある。</p> <p>○「ぎふクリーン農業」の推進に資するため、化学合成農薬に代わる防除資材の開発や、安全・安心で高品質な農産物生産を実現する栽培技術を開発して成果の普及に努めてきた。また、食品業者等への巡回訪問を通して、技術的助言等を実施してきた。今後は、一層の安全で安心な農産物生産のための技術開発、技術支援に力を入れ、県産農産物の安全性の確保に努める。</p>
施策の方向	<p>○農産物生産技術、輸入農産物や加工食品に対応した食品の安全性に関する調査研究を推進する。</p> <p>○生産技術では、主要施策である「ぎふクリーン農業」の推進に資する技術開発を推進する。</p> <p>○食品安全に関わる検査及び分析方法の開発、改良を推進する。</p> <p>○得られた研究成果は、各試験研究機関での成果発表会を開催して周知に努める。</p> <p>○企業等からの技術相談・技術支援を実施することにより、研究成果の円滑な普及を推進する。</p>

## 5 食品安全に関する調査研究の推進

### (17) 食品安全に関する調査研究の推進

担当課	生活衛生課
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食品の監視指導業務や検査業務に携わる職員がその技術や検査手法の向上などの調査研究を自ら行い、その成果を積極的に活用することは、食品の安全性の確保に関する施策をより効果的に実施する上で非常に重要である。</li> <li>○関係職員の調査研究に対する積極的な取り組みを推進し、その成果を普及するための機会を設け、有効活用を図る必要がある。</li> </ul>
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食中毒や不良食品の発生時の対応やその原因に関する科学的な解明、食品衛生営業施設に対する効率的かつ効果的な監視指導方法などについての調査研究を実施する。</li> <li>○食品の細菌及び理化学検査に関する技術向上を図るため、調査研究を実施する。</li> <li>○と畜検査及び食鳥検査における診断技術向上、食肉関連施設の衛生管理の向上、食肉の細菌汚染や動物用医薬品等の残留などに関する調査研究を実施する。</li> <li>○調査研究の成果について、県内外で積極的に発表するとともに、業務に活用する。</li> </ul>

担当課	畜産課
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食品の生産に係る検査業務に携わる職員が、その技術や検査手法の向上などの調査研究を自ら行い、その成果を積極的に活用することは、食品の安全性の確保に関する施策をより効果的に実施する上で非常に重要である。したがって、関係職員の調査研究に対する積極的な取り組みを推進し、その成果を普及するための機会を設け、有効活用を図る必要がある。</li> </ul>
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家畜の疾病の発生防止や発生時の対応、適切な飼養管理の指導などに関する調査研究を実施する。</li> <li>○家畜疾病の発生防止や発生時の対応、適切な飼養管理の指導などに関する技術向上を図るため、家畜保健衛生所業績発表会を実施する。</li> <li>○調査研究した成果について、県内外で積極的に発表するとともに、業務に活用する。</li> </ul>

## 6 食品安全に関わる人材の確保・育成

### (18) 食品安全に関わる人材の確保・育成

担当課	環境生活政策課
現状と課題	○消費生活相談員等消費生活相談窓口においても、食に関する相談が寄せられることもあるため、食品に関する最新情報を把握し、適切な窓口を紹介できるようにすることが必要である。
施策の方向	○行政担当職員や相談員が参加する研修会において、食品安全に関する資料提供を行う。

担当課	保健医療課
現状と課題	○食品表示に関する指導や助言などを専門的な立場から適切に実施するためには知識向上が必須となる。改正される法令についての理解や各機関での指導事例の共有等を行い、指導内容の充実を図る必要がある。 ○自分にあった健康的な食品を選択する上で重要となるのが栄養成分表示です。販売する商品のみならず、飲食店等において提供されるメニューについても栄養成分が表示されることは望ましいことである。しかし、一般的に栄養計算を行うことは容易ではない。そこで、行政が飲食店における栄養成分分析等を支援することにより、栄養成分表示が充実するよう働きかける必要がある。 ○特定給食施設は利用者の健康管理を行う責務があり、全施設が利用者の特性に応じた健康情報の提供を行う必要がある。
施策の方向	○行政職員に対する食品表示講習会を実施する。 ○栄養成分表示を行う飲食店等を支援する。 ○特定給食施設における健康情報発信事業の取り組みを促進する。

## 6 食品安全に関わる人材の確保・育成

### (18) 食品安全に関わる人材の確保・育成

担当課	生活衛生課
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食品の安全性確保に携わる職員が、食品関連事業者に対し、適切な指導・助言を行ったり、効率的かつ効果的な監視指導や適正な食品検査を実施するために、常に最新の知識と技術の習得に努め、専門性をもって業務を行う必要がある。</li> <li>○食品表示の監視指導を行う行政職員が適切な指導・助言を行うために、専門的な知識を習得する必要がある。</li> </ul>
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食中毒発生時の迅速かつ適切な対応や効率的かつ効果的な監視指導技術の向上を図るため、国等が開催する研修会に積極的に職員を参加させる。</li> <li>○食品の細菌及び理化学検査に関する技術向上を図るため、保健所試験検査担当者研修会を開催する。</li> <li>○と畜検査及び食鳥検査における診断技術と知識の向上を図るため、国等が開催する研修会に積極的に職員を参加させる。</li> <li>○食品表示関係法令及び監視指導に関する実践的な研修を実施する。</li> </ul>

担当課	薬務水道課
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○薬局は、地域に密着した施設として様々な役割を担っており、健康食品や健康食材等の相談に応じる薬食同源アドバイザーが活動する薬局（薬食同源情報サロン）では、多くの相談に応じている。</li> </ul> <p>※約 2,230 件（平成 23 年度実績：（一社）岐阜県薬剤師会調査結果）</p>
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（一社）岐阜県薬剤師会が指定する薬食同源アドバイザーの資質向上・養成に協力し、健康食品や健康食材等に関する相談に応じる薬食同源情報サロンの充実を図る。</li> <li>○相談事例について情報交換し、相談対応の充実につなげる。</li> </ul>

担当課	畜産課
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食品の安全性確保に携わる行政職員が、食品関連事業者に対し、適切な指導・助言を行ったり、効率的な監視指導や食品の検査を実施するためには、常に最新の知識や技術を習得し、専門性をもって業務を行う必要がある。</li> </ul>
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○めまぐるしく変化する食品を取り巻く状況に適切に対応できるよう専門性をもった人材を確保し、継続的な教育訓練を行っていく。</li> <li>○的確な病性鑑定の実施と、安全な畜産物を生産するための指導に資するため、病性鑑定技術研修会を開催する。</li> </ul>